

下水道事業受益者負担金等の  
納付通知書を送付します

問 下水道課 ☎(55)71124

▼対象 下水道が整備された区域内にある土地の受益者となる方

▼納付方法 分割払いまたは一括払いの2種類の納付通知書が届きますので、どちらかを選択し、納付してください。

□座振替の方は、各期の最終日(金融機関休業日は翌営業日)に引き落としされます。

▼納付期間

第1期 8月1日～31日

第2期 10月2日～31日

第3期 12月1日～令和6年1月4日

第4期 令和6年2月1日～29日

▼納付場所 納付通知書の裏面に記載されている取扱金融機関、市役所、各支所

※ゆうちょ銀行、郵便局は、愛知・岐阜・三重および静岡県内に限ります。

受益者負担金等は、下水道整備費の一部にあてる貴重な財源です。皆様のご協力をお願いします。

【宅内排水設備工事のお願い】

公共下水道および農業集落排水の供用開始された区域で、まだ接続工事がお済みでない方は、1日も早い切替えをお願いします。

児童扶養手当現況届・遺児手当所得状況届  
特別児童扶養手当所得状況届  
お忘れなく

問 子育て支援課 ☎(55)71118

▼児童扶養手当・遺児手当届出期間 8月1日(火)～31日(木)

※対象の方には、提出書類などを7月末に送付しました。

また、支給開始より5年(または支給要件に該当した日から7年)を経過した方には、制度上支給額が半額となることから、一部停止適用除外事由届出書(緑色の用紙)を送付しました。この用紙と添付書類を提出していただく、今までと同様に受給できます。

▼特別児童扶養手当届出期間 8月14日(月)～9月11日(月)

※対象の方には8月上旬に必要な書類を送付する予定です。

▼その他

・受付期間内に届出がされない場合、手当が支給停止となります。

・遺児手当を受給されている方で、令和5年1月2日以降に愛西市へ転入された方は、令和5年度(令和4年分)の課税証明書が必要です。

・届出時に受給者証を回収します。

▼提出場所 子育て支援課または各支所

愛知県在宅重度障害者手当・  
特別障害者手当等に関する  
所得状況届・現況届 お忘れなく

問 社会福祉課 ☎(55)71115

▼愛知県在宅重度障害者手当 届出期間 8月1日(火)～31日(木)

▼特別障害者手当等(特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当) 届出期間 8月14日(月)～9月11日(月)

※対象の方には必要書類を送付します。

※各手当には、所得状況届などを提出することが義務づけられています。期間内に届出がない場合、手当が支給停止になります。

※愛知県在宅重度障害者手当および特別障害者手当等は、施設入所または3か月継続して入院されると受給資格が喪失となり、届出が必要となります。

▼提出場所 社会福祉課または各支所

令和5年度 資源ごみ回収補助金  
について

問 環境課 ☎(55)71114

愛西市では、自治会や子ども会などの地域団体が、家庭から出る資源物を自主的に集めて資源回収業者に引き渡す「資源ごみ回収補助金」事業を実施しています。大切な資源をリサイクルし、SDGsに参加しましょう。

▼対象団体 町内会・自治会・学校PTAなどの市民で構成される非営利団体

▼対象品目 新聞紙・布類・雑誌類・段ボール・カン類・牛乳パック・ビン類

※「資源ごみ回収補助金」の利用のためには、回収を実施する前に団体登録をする必要があります。

詳細・申請用紙などについては、左の二次元コードから市ホームページをご覧ください。



生ごみの水切りをしましょう

問 環境課 ☎(55)71114

生ごみの重量のうち、約80パーセントが水分です。この水分を絞るだけで、ごみの減量になり、ごみ出しが楽になります。その他にも、生ごみから出る悪臭や、害虫の発生を抑えることができます。

▼水切りのポイント

「濡らさない」

野菜の皮などは、排水溝内の水切りかご等に溜めず、水分を含まないようにしましょう。

「乾かす」

お茶がらやティーバッグのような、水分を含むものは紙に包んで水気を取るなど、よく乾かしましょう。

「絞る」

水切りネットや水切り器を活用して、水分を絞り出しましょう。